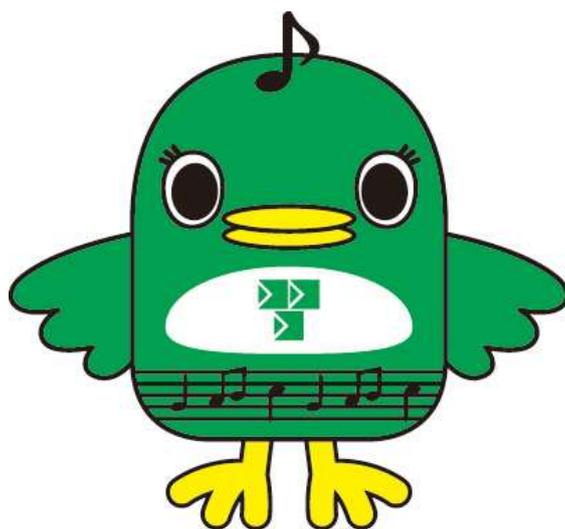


習志野市公共施設等総合管理計画（素案） 【令和7（2025）年度改訂】



平成28（2016）年3月

令和3（2021）年3月 改訂

令和8（2026）年3月 改訂

習志野市

～ 素案全般における注意事項 ～

- ・確定できていない内容や数量等については黄色で網掛けしています。
- ・掲載されている図表は暫定的なものであるため、随時変更・修正していきます。

《 目 次 》

はじめに.....	1
第1章 計画について	3
1.1 目的	3
1.2 位置付け.....	3
1.3 役割	4
1.4 対象施設	5
1.5 個別施設計画	8
第2章 公共施設等の現状と将来の見通し.....	9
2.1 公共施設等の状況及び過去に実施した対策の実績	9
2.2 総人口と年代別人口についての今後の見通し	17
2.3 中長期的な経費の見込み	21
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	34
3.1 計画期間	34
3.2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	34
3.3 現状や課題に関する基本認識.....	35
3.4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	35
3.5 PDCAサイクルの推進方針	40
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	41
4.1 公共建築物	41
4.2 インフラ・プラント系施設	43

【参考資料】

(調整中)

【本文を御覧いただく際の注意点】

図表の数値については、端数処理の都合で合計と内訳が合わないことがあります。

■ はじめに

本市は、これまで「文教住宅都市憲章」の理念のもと、厳しさを増す財政状況の中でも、継続的な行財政改革を実行しつつ、その時々々の社会経済情勢に応じた施策を展開する中で、時代の変化に対応した公共サービスの提供を目指したまちづくりを推進してきました。しかし、これらの改革は、毎年度の資金の収支に関する改革が中心であり、土地や建物、インフラなど、保有する資産に関する改革の取組は、他の行財政改革と比べると進みが遅れていた状況にありました。

本市が保有するこれらの資産は、税金をもとに取得や整備がなされてきた貴重な財産です。限られた財源の中で、これらの資産を有効活用し、効率的な施設の維持管理、更新に努めていくことは、将来のまちづくりに繋がる重要な取り組みであり、まさに**持続可能な都市経営**の基盤となるものです。

このため、本市における資産・負債改革を推進するため、平成20(2008)年度に、「公共施設マネジメント白書」を策定し、公共建築物の老朽化の実態に着手しました。

これらの現状分析の結果、本市が保有する公共施設等の老朽化は、全国的にも進んだ状況にあり、**持続可能な行財政運営**と将来のまちづくりにとって、非常に大きな課題であることがわかりました。

この現状認識に基づき、平成24(2012)年5月に、公共施設等のうち公共建築物に関する老朽化対策の基本方針をまとめた「公共施設再生計画基本方針」を策定するとともに、平成26(2014)年3月には、当該基本方針に基づく「公共施設再生計画」を策定し、現在も公共建築物の具体的な再生整備に取り組んでいます。なお、令和2(2020)年3月に当該計画の見直しを行った際に、対象施設を明確にするために名称を「第2次公共建築物再生計画」に変更しており、令和8(2026)年3月には「第3次公共建築物再生計画」(以下「再生計画」という。)を策定し、引き続き公共建築物の老朽化対策を実施しています。

このような本市独自の取り組みを進めてきた中で、平成25(2013)年11月に、国から「インフラ長寿命化基本計画」が公表され、平成26(2014)年4月には総務省から、当該基本計画に基づく、公共施設等の老朽化対策に関する「公共施設等総合管理計画」及び当該総合管理計画に基づく「個別施設計画」の策定要請があり、平成28(2016)年3月には、「習志野市公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」という。)を策定し、公共建築物に加え、インフラ及びプラント系施設の老朽化対策の基本的な考え方

や取り組みの方向性を公表しています。

今回の改訂は、令和7(2025)年度末までに策定された公共施設等の「個別施設計画」の内容を勘案したうえで、本計画の内容を見直したものとなっています。

なお、令和元(2019)年末に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な蔓延は、我が国の社会に大きな影響を与え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための新しい生活様式が提唱されたことから、今後はこのことにも配慮し、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供していけるよう、公共施設等の再生の取り組みを進めていくこととします。

【令和7(2025)年度改訂に伴う本計画の記載内容について】

今般、令和8(2026)年度を始期として、本市の最上位計画である次期「長期計画」が策定されることに合わせて、本計画の改訂及び再生計画の策定を同時に実施することとなり、それぞれの計画の立ち位置を明確なものとするため、記載内容を整理しました。

- ・本計画 : 総務省の指針※により「記載が必要な項目」及び「記載することが望ましい項目」が示されていることから、構成を当該指針に合わせ、各章、節、項、号のタイトルには該当する指針の項目番号を併記しています。

※「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」
(令和5(2023)年10月10日付け総財務第152号)

- ・再生計画: これまで本市が独自に取り組んできた計画であることから、計画策定の背景や、「公共施設等の再生」に関する本市の基本的な方針については、再生計画にのみ記載しています。ただし、これらは原則として両計画に係るものとして整理しています。

なお、「インフラ・プラント系施設」は、市民生活に密着し、廃止や統廃合を行うためには、都市構造自体を見直さなくてはならないことから、当面は、長寿命化対策を基本とするとともに、優先度を見極めながら適正な時期に機能の更新をしていきます。

また、安全で快適な市民生活を支えていくために、中・長期的な視点に立ち、健全度の点検・調査を行うなど適切な維持管理を行います。

■ 第1章 計画について

1.1 目的

本計画は、本市が保有する資産のうち、公共建築物及びインフラ系、プラント系の公共施設等について、その現状や課題などを踏まえ適正な管理を推進することにより、将来のまちづくりを持続可能なものとするために、適切な資産改革、資産経営のもとで、建替え（統廃合を含む）、長寿命化、老朽化対策改修、耐震改修などの公共施設等の再生を実行するにあたっての基本的な考え方や取り組みの方向性を明らかにすることを目的とします。

1.2 位置付け

本計画は、平成25(2013)年11月に国から公表された「インフラ長寿命化基本計画」に基づき策定する行動計画であり、平成26(2014)年4月に総務省から策定要請があった「公共施設等総合管理計画」に該当する計画です。

また、本計画は、将来のまちづくりを展望する中で、老朽化が進む公共施設等の適正な機能の確保、効率的な管理運営を実現するための基本的な考え方や取り組みの方向性を示すものであることから、本市の「長期計画」、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」、「都市マスタープラン」及び「経営改革大綱」などの計画のもとで、各施設所管部局が策定している事業計画等との整合に努めます。なお、「公共施設等の再生」は、「長期計画」の重点プロジェクトに位置付けられています。

図表 1-1 本計画の位置付け



1.3 役割

本計画は、公共施設等の老朽化対策の実施にあたり、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展といった社会環境の変化を踏まえ、**持続可能な都市経営**を実現しつつ、将来世代に過度な負担を先送りせず、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供するための具体策を検討する際の、基本的な考え方と取り組みの方向性を示すものです。

公共施設等を所管する各部局が、本計画に基づき統一的に取り組みを進めることにより、本市における資産改革・資産経営が組織横断的に整合性をもって推進することが可能となります。このことにより、限られた経営資源を効果的・効率的に管理、活用することができま

1.4 対象施設

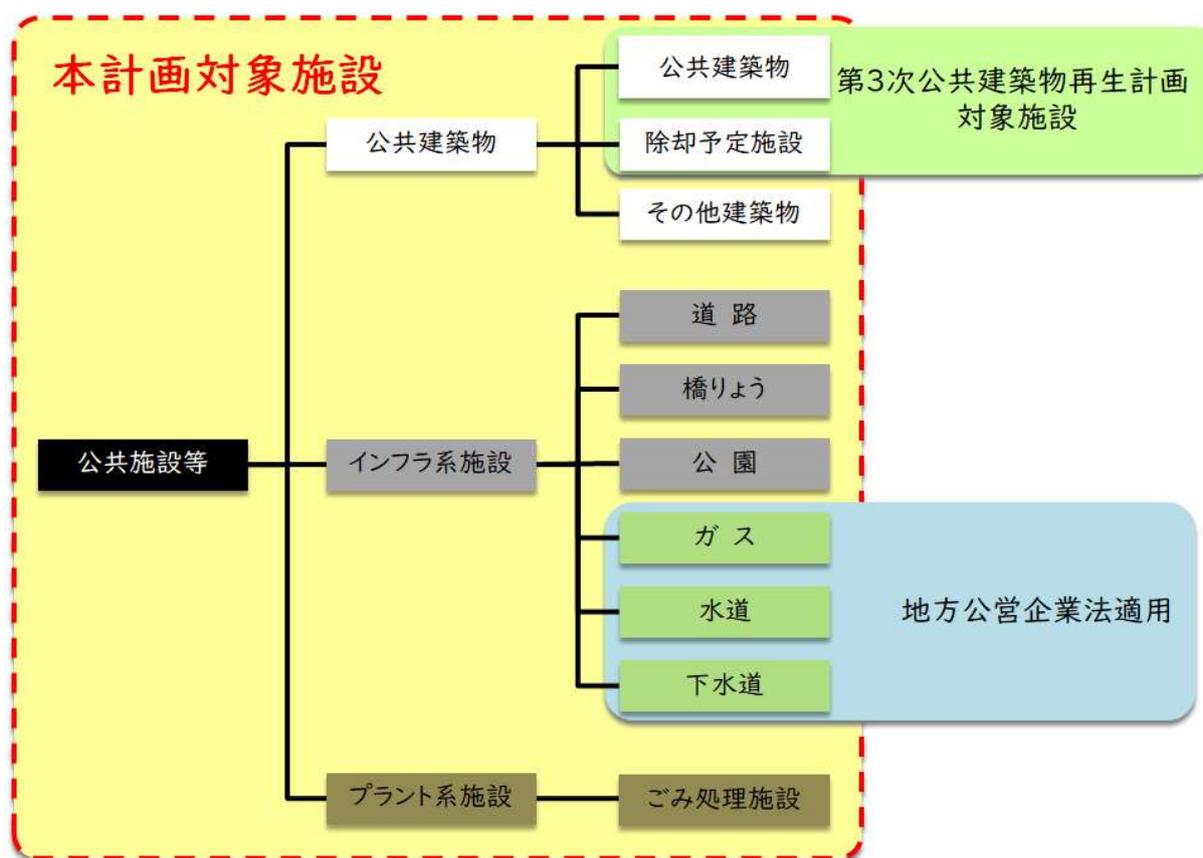
本計画の対象施設は、本市が所管¹している公共建築物及びインフラ系、プラント系施設を対象（土地を含む）とし、以下、本文中では「公共施設等」と称します。

インフラ系施設とは、道路、橋りょう、公園、ガス、水道、下水道など、都市基盤を形成する施設です。

プラント系施設とは、都市基盤を形成する施設の中でも、廃棄物処理施設のように、建物のみならず、内部の設備・機械類の改修・更新費が多額かつ頻度が高い施設です。

なお、ガス、水道、下水道事業については地方公営企業法適用事業として公営企業会計において、独立採算を原則として管理されていることから、本計画の策定にあたっては、一般会計、公営企業会計の独立性に留意します。

図表 1-2 対象施設の範囲



※ 個別の対象施設は、参考資料として巻末に示します。

¹ 本市が所管する施設を対象とし、所有しているだけでなく借り上げている施設や一部管理している施設も含まれます。

(1) 公共建築物

本市が保有する公共建築物（「第3次公共建築物再生計画」対象施設）は、下表のとおり、令和8(2026)年3月末現在で、**112施設、総床面積は、365,281.64㎡**となっています。

この他、小規模な建築物や現在使用されておらず今後除却が予定されている建築物等があります。

図表 1-3 第3次公共建築物再生計画対象施設一覧(令和8(2026)年3月末時点)

分類	施設数	延床面積(㎡)	面積割合(%)
市庁舎	1	18,773.60	5.1%
消防施設	12	10,942.15	3.0%
小学校	16	119,970.88	32.8%
中学校	7	62,910.14	17.2%
高等学校	1	18,480.92	5.1%
その他教育施設	4	11,842.42	3.2%
保育所	6	8,331.63	2.3%
幼稚園	5	5,849.00	1.6%
こども園	4	8,922.63	2.4%
こどもセンター	1	190.92	0.1%
児童会	8	719.79	0.2%
公民館・ホール	8	17,239.25	4.7%
自治振興施設	3	3,089.00	0.8%
図書館	4	2,101.00	0.6%
福祉・保健施設	5	13,516.73	3.7%
スポーツ施設	9	15,583.40	4.3%
公園	4	2,579.20	0.7%
市営住宅	6	28,802.98	7.9%
駐輪場	5	8,864.88	2.4%
その他	3	6,571.12	1.8%
合計	112	365,281.64	100.0%

(2) インフラ・プラント系施設

本市が保有する公共施設等のうち、インフラ・プラント系では、市道 293.6km、橋りょう 23 橋、公園 117.9ha、ガス管 451.5km、水道管 320.2km、下水道管 526.8km などとなっています。

図表 1-4 インフラ・プラント系施設一覧(令和7(2025)年3月末時点)

分類		主な施設名	施設数量	単位	備考	
インフラ系施設	一般会計	道路	道路延長	294,215	m	(暫定)R6.3.31時点
			道路面積	2,247,432	m ²	(暫定)R6.3.31時点
			道路擁壁	31	箇所	
		橋りょう等	橋りょう数	23	橋	
			橋りょう延長	1,339	m	
			横断歩道橋	8	橋	
		公園	都市公園(箇所数)	232	箇所	(暫定)R6.7時点
			都市公園(面積)	1,179,195	m ²	(暫定)R6.7時点
			緑道橋	7	橋	(暫定)R6.7時点
	花壇		3,499	m ²	(暫定)R6.7時点	
	公営企業会計	ガス	管路延長	451,457	m	
			ガスホルダー	4	基	
			整圧器	47	箇所	
			受入所・供給所	4	箇所	
			局舎	1,951	m ²	
		水道	管路延長	320,198	m	
			給水場	4	箇所	
			井戸	19	箇所	
局舎			886	m ²		
下水道		管路延長	526,815	m		
		下水道終末処理場	1	箇所		
		汚水中継ポンプ場	2	箇所		
分類		主な施設名	施設数量	単位	備考	
プラント系	一般会計	ごみ処理施設	芝園清掃工場	1	箇所	
			リサイクルプラザ	1	箇所	
			事務所	1	箇所	

1.5 個別施設計画

各公共施設等の所管課において、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取り組み状況を踏まえつつ、今後の戦略的な維持管理・更新等を推進するために個別施設計画を策定しております。具体的には以下のとおりです。

図表 1-5 個別施設計画一覧



図表は調整中